第 11 号議案

２０２５年3月１９日
第５０２回理事会

混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する判断基準及び規程の整備について（案）

混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに係る送配電等業務指針及び業務規程の規定（事前照会に係る申込み及び業務を除く。）の施行に関して、以下のとおり、その運用に必要な判断基準の公表及び規程の変更を行う。

1. 送配電等業務指針第 131 条の 17（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの保証金）に規定する保証金返還の「正当な理由」の判断基準について、別紙１のとおり定め公表する。

2. 業務規程第 96 条の３及び５の規定の施行に伴い系統アクセス業務の実施に関する規程を別紙２のとおり変更する。

なお、上２点については、送配電等業務指針及び業務規程の当該規定が施行された後、速やかに公表及び変更する。

以　上

【添付資料】
別紙１：混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける保証金返還に関する「正当な理由」について（案）
別紙２：系統アクセス業務の実施に関する規程変更案 新旧対照表

【参考】関連規程類

＜送配電等業務指針＞

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの保証金）

第１３１条の１７

６　一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者が支払った保証金を返還する。

一　第１３１条の２１第１項の規定による混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者の工事費負担金の額が、第１３１条の１５第３項又は第１３１条の１９第２項の規定により申告された負担可能な工事費負担金の上限額（以下この節において「負担可能上限額」という。）を上回る場合

二　第１３１条の２３の契約申込みの回答における所要工期が、混雑緩和希望者が受領した混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答よりも長期化したことを理由に、第２項又は第４項の規定による保証金を支払った混雑緩和希望者又は追加混雑緩和希望者が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを辞退する場合

三　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスが中止された場合

＜業務規程＞

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の受付等）

第９６条の３　本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会に対する一般送配電事業者等の回答内容を踏まえた上で、混雑緩和希望者（増強を希望する送電系統に連系している又は連系承諾の通知を受けている発電設備等の最大受電電力の合計値が１万キロワット以上の者に限る。）から、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの概要検討の申込みの受付を行う。

２　本機関は、前項の規定により受け付けた概要検討について、第２節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等）

第９６条の５　本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、当該系統増強プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、同プロセスを実施している一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対し、その旨理由を付して通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。

２　本機関は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ当該会員から意見を聴取する。

別紙 1

混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける保証金返還に関する「正当な理由」について（案）

送配電等業務指針（令和 6 年 4 月 10 日変更。以下「指針」という。）の施行に伴い、2025 年 4 月 1 日から混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者は、指針第 131 条の 15 の規定による混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」という。）の開始の申込み及び指針第 131 条の 19 の規定による混雑緩和プロセスへの応募を行うにあたり、保証金を支払う必要があります。

保証金は、円滑なプロセス実施のため、混雑緩和プロセスの開始の申込み及び応募の取り下げ等を行った場合には返還されません。

ただし、指針第 131 条の 17 第 6 項の規定により、支払った保証金は返還される場合があり、同規定により、保証金を返還する「正当な理由」があると認められる場合を以下に示します。

・天災地変、戦争、暴動、内乱によって混雑緩和プロセスの開始申込み又は応募の取り下げ等をせざるを得なくなった場合
・農地転用許可の申請のように、制度上、発電所建設のために必要となる行政手続等の要件として契約申込み（系統連系に必要な手続きにおける保証金※1の支払いを含みます。）を求められており、系統連系希望者※2が行政手続等に先立ち契約等申込みを行わざるを得ない場合において、結果として許認可等を受けられなかったとき

※１．送配電等業務指針第８８条の２または第１２２条の９に定める保証金
※２．混雑緩和プロセスの開始申込み又は応募をした事業者であって、系統連系に必要な手続きにおいて連系承諾以降かつ連系等開始前の事業者

以　上

系統アクセス業務の実施に関する規程変更案　新旧対照表

別紙２

変　更　前（変更点に下線）	変　更　後（変更点に下線）
平成２８年　３月１６日施行 平成２８年　４月２７日変更 平成２９年　６月２８日変更 令和　２年１０月　１日変更 令和　３年　７月　１日変更 令和　４年　４月　１日変更 令和　５年　４月　３日変更 令和　５年　７月　１日変更 令和　６年　８月　１日変更	平成２８年　３月１６日施行 平成２８年　４月２７日変更 平成２９年　６月２８日変更 令和　２年１０月　１日変更 令和　３年　７月　１日変更 令和　４年　４月　１日変更 令和　５年　４月　３日変更 令和　５年　７月　１日変更 令和　６年　８月　１日変更 令和　７年　４月　１日変更
第１条～第２条　（略）	第１条～第２条　（略）
（系統アクセス進捗会議） 第３条　本機関は、系統アクセス業務に関する専門技術的な事項を審議し、適切に系統アクセス業務を実施することを目的として、系統アクセス進捗会議を設置する。 ２　系統アクセス進捗会議は、系統計画担当理事を議長とし、系統計画部長及び担当部長（系統利用制度対応担当）（以下「担当部長」という。）その他系統計画担当理事が指名する役職員により構成する。 ３　議長は、系統アクセスの個別案件に関する進捗状況の確認及びその方針の検討、系統アクセス業務改善の検討その他の系統アクセス業務に関する事項を審議するため、系統アクセス進捗会議を開催する。 ４　系統計画担当理事に事故等があり職務の遂行が困難なとき、その職務を代理する役職員を系統アクセス進捗会議にて予め定めた者が議長となるものとする。	（系統アクセス進捗会議） 第３条　本機関は、系統アクセス業務に関する専門技術的な事項を審議し、適切に系統アクセス業務を実施することを目的として、系統アクセス進捗会議を設置する。 ２　系統アクセス進捗会議は、系統計画担当理事を議長とし、系統計画部長及び担当部長（系統利用制度対応担当）（以下「担当部長」という。）その他系統計画担当理事が指名する役職員により構成する。 ３　議長は、系統アクセスの個別案件に関する進捗状況の確認及びその方針の検討、系統アクセス業務改善の検討その他の系統アクセス業務に関する事項を審議するため、系統アクセス進捗会議を開催する。 ４　系統計画担当理事に事故等があり職務の遂行が困難なとき、その職務を代理する役職員を系統アクセス進捗会議にて予め定めた者が議長となるものとする。

５　担当部長は、第６条第１項第４号及び第２項、第７条第１項第３号、第８条の２第１項第３号、第４号及び第５号並びに第１３条に記載する業務について決裁を行おうとする場合、その決裁に先立って、系統アクセス進捗会議の審議を経るものとする。	５　担当部長は、第６条第１項第４号及び第２項、第７条第１項第３号、第８条の２第１項第３号、第４号及び第５号、第９条第１項第２号及び第６号並びに第１３条に記載する業務について決裁を行おうとする場合、その決裁に先立って、系統アクセス進捗会議の審議を経るものとする。
第４条～第８条　（略）	第４条～第８条　（略）
	（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス）
第９条　削除	第９条　本機関は、次の各号に掲げる混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。 一　一般送配電事業者又は配電事業者に対する各種依頼、通知及び要請　担当部長 二　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等の変更及びその公表　担当部長 三　概要検討の申込書類の受付及び申込者に対する申込書類の修正の要請　マネージャー 四　概要検討に関する一般送配電事業者又は配電事業者に対する各種依頼・要請の決定　担当部長 五　概要検討の回答が遅延する理由等の説明　担当部長 六　概要検討の回答（次号に該当するものを除く）　担当部長 七　過去に回答した概要検討と同様の工事内容（対象設備、増強規模、工期、工事費）となる概要検討の回答　担当部長 八　混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止又は中断の要請の決定　理事会 ２　担当部長は、第１項第７号の決裁にあたり、系統アクセス進捗会議での審議が必要と認める場合には、議長に対し、系統アクセス進捗会

<table>
<tr>
<td>

（決裁にあたっての留意事項）
第１０条　担当部長及びマネージャーは、第６条、第７条又は第８条の２に基づき、系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。
（略）

第１１条～第１３条　（略）

附則（平成２８年３月１６日～令和６年８月１日）　（略）

（新設）
</td>
<td>
議での審議を求める。
３　本機関は、系統アクセス進捗会議における第３条第５項の審議において、議長が必要と認める場合には、第１項にかかわらず、理事会で議決し、これを行う。

（決裁にあたっての留意事項）
第１０条　担当部長及びマネージャーは、第６条、第７条、第８条の２又は第９条に基づき、系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。
（略）

第１１条～第１３条　（略）

附則（平成２８年３月１６日～令和６年８月１日）　（略）

附則（令和７年４月１日）
（施行日）
第１条　この規程は、令和７年４月１日から施行する。
</td>
</tr>
</table>